

第二十八回国会参議院内閣委員会會議録第七号

昭和三十三年三月四日(火曜日)午前十時四十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 藤田 進君
理事 上原 正吉君
大谷藤之助君
水岡 光治君

委員

木村篤太郎君
後藤 義隆君
近藤 鶴代君
迫水 久常君
田中 啓一君
吉米地義三君
増原 恵吉君
松村 秀逸君
伊藤 顯道君
田畑 金光君
千葉 信君
松本治一郎君
矢嶋 三義君
島村 軍次君
八木 幸吉君

國務大臣

建設大臣 根本龍太郎君
津島 壽一君

政府委員

総理府総務長官 今松 治郎君
内閣総理大臣 増子 正宏君
官房公務員制度調査室長 南方連絡
事務局長 石井 通則君
宮内庁次長 瓜生 順良君
皇室經濟主管 高尾 亮一君

第一部 内閣委員会會議録第七号

昭和三十三年三月四日【参議院】

行政管理局 榊原 亨君
行政管理局 美濃部亮吉君
統計基盤局長 小山 長規君
防衛事務次官 柴田 達夫君
建設大臣官房長 達夫君

本日の會議に付した案件

○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○統計法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(藤田進君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず、予備審査のため付託された法律案につきまして、政府から提案理由の説明を求めます。

建設省設置法の一部を改正する法律案について説明を求めます。

○國務大臣(根本龍太郎君) ただいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、建設省設置法の一部を改正して、道路局に管理部及び建設部の二部を新設するとともに、北陸地方建設局及び四国地方建設局を増設するほか、地方建設局の内部部局を整備拡充する等の改正を行おうとするものであります。以下その要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、道路局の機構を整備拡充することとしたことであります。

道路の整備につきましては、政府は昭和三十三年度において、これを国の最重要施策の一つとして取り上げ、最近における自動車交通の激増に対処し、産業基盤の強化に資するため、従来の計画を大幅に拡充した道路整備五カ年計画を新たに樹立いたしました。

これに伴い特別会計を設けまして、幹線と地方重要道路の双方にわたり逐次その整備をはかることとしたのであります。また、新道路整備五カ年計画に基く道路整備事業を強力に推進して参りますため、このたび道路行政を担当している本省機構を整備拡充することとした次第であります。

すなわち、道路局に管理部及び建設部を設け、管理、建設の両面から今後の道路行政の一そのの推進を期する所存であります。

次に、本省に地方支分部局として新たに北陸地方建設局及び四国地方建設局を設置するとともに、地方建設局の内部部局を整備拡充することとしたこととあります。

現在、建設省の地方支分部局として東北地方建設局、関東地方建設局、中部地方建設局、近畿地方建設局、中国地方建設局、九州地方建設局の六

地方建設局が設置されており、河川、道路等の国の直轄事業の実施に當つておられますが、年々の事業量の増大に伴い、これら事業実施の万全を期するためには、北陸地方及び四国地方に地方建設局を設ける必要が生じてきていたのであります。加ふるに、来年度以降におきましては、先ほど申し上げましたように、道路整備五カ年計画に基く直轄の道路整備事業が相当増加することとなりますので、この際、北陸地方建設局及び四国地方建設局の二地方建設局を新たに設け、事務運営の適正かつ効率化を期することとした次第であります。

すなわち、従来の関東地方建設局の所管区域であります新潟県並びに中部地方建設局の所管区域であります石川県及び富山県を所管区域とする北陸地方建設局と、従来の中国四国地方建設局の所管区域であります四国四県を所管区域とする四国地方建設局を設置することとしたのであります。

また、地方建設局の内部部局につきましましては、道路事業等の増大に伴い、事業実施の効率化をはかることにも、河川事業、道路事業の遂行に當つてその責任を明確化する等のため、従来の庶務部、工務部及び企画部にかえて、総務部、河川部、道路部及び企画室を置くこととし、東北地方建設局及び関東地方建設局には、これらの部のほか用地部を新設することいたしました。なお、營繕に関する事務につきましては、その事務の性質上、従来の所管区域によつて処理する方が適當と考えられますので、新設の北陸地方建設局及び四国地方建設局においてこれを分掌しないこととし、これらの地方建設局には營繕部を置かないこととしたのであります。

第三に、地理調査所の位置を東京都に変更することとしたこととあります。

地理調査所は、戦時中の疎開先長野県から、戦後千葉縣に移転し、現在に至つておりますが、このたび東京都目黒区上目黒に建設されております新庁舎に移転することになりましたので、その位置を東京都に改めることとしたのであります。

その他地方建設局の所掌事務等につきましまして、若干の事務的改正を加えることとしたのであります。

以上が建設省設置法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

昭和三十三年三月四日【参議院】

いことは当然であります。これが実現を見るに至る間においても、その地域に在住していた島民は土地、家屋その他の財産等を島に残したまま全員本土に引き揚げ、その生活も困難にたておられますので、これら北方地域とその島民に關し、諸般の事項について調査、連絡、あつせん及び処理等を行わなければならない問題が少くないのであります。

これらの事務を行い必要な措置を講ずるために、現在の南方連絡事務局を改組いたしまして特別地域連絡局とし、沖縄、小笠原諸島等南方地域のほか、北方地域に關する事務を行わせることといたしたいと考えますので、その根拠法である総理府設置法の一部を改正する必要があるものであります。これが、この法律案を提出する理由であります。

次に、この法律案の主要な点を御説明申し上げます。

第一は、総理府本部の内部部局として特別地域連絡局を置き、その所掌事務として現在南方連絡事務局で所掌している事務のほか、北方地域に關し必要な事務を加えたことであります。

第二は、日本政府南方連絡事務所を総理府本部の付屬機關とし、南方連絡事務局設置法中の日本政府南方連絡事務所に關する規定とは同様の規定を設けたことであります。

以上、この法律案の提案理由及び概要を御説明申し上げたのであります。が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられますよう、お願い申し上げます。

○委員長(藤田進君) 次に、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案について説明を求めます。

○政府委員(今松治郎君) ただいま議題となりました皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

内廷費及び皇族費の定額は、皇室経済法施行法第七条及び第八条により、現在内廷費は三千八百万円、皇族費は百九十万円となっておりますが、これは昭和二十八年に改正されたものでありまして、内廷費、皇族費とも極力節約に努められてはおりますが、以て、五年近くを経過し、経済情勢も変化し、内廷費につきましては、その間における外国交際の範囲及び内容の拡大、成年に達せられた皇族の諸経費の増大等により、また、皇族費につきましては、内廷費同様御活動範囲の拡大等により、現定額では所要の経費をまかなうには不足を來す実状であります。よつて、昭和二十八年以降の国家公務員給与の引上率及び物価の上昇率等を勘案し、今回これらを改訂いたしまして、内廷費の定額を五千万円、皇族費の定額を三百万円といたしたいと存じます。

以上が、この法律案のおもな内容及びこれを提案いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(藤田進君) 次に、一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案について説明を求めます。

○政府委員(今松治郎君) ただいま議題となりました一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案に關する法律の一部を改正する法律案につ

つきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

この改正案は、昨年七月十六日付の人事院勧告に基き、一般職の国家公務員に對し、新たに通勤手当を支給しようとするものであります。

すなわち、通勤手当は、有料交通機関または自転車等を利用して片道二キロメートル以上の距離を通勤する職員に對して支給することとし、その支給額は、有料交通機関等により通勤する者に對しては、月額六百元を限度として、一カ月の通勤費に相当する額から通勤する者に對しては、月額百円とい

ました。

この法律案は、以上の趣旨に基きまして、一般職の職員に關する法律及び関係法律の改正を行い、本年四月一日から施行しようとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(藤田進君) 次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について説明を求めます。

○國務大臣(津島壽一君) ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由並びに内容の概要を御説明申し上げます。

政府は、今般人事院の勧告の趣旨にかんがみ、一般職の国家公務員に新たに通勤手当を支給するため、一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案を提出いたしました。が、防衛庁職員に對しては、一般職の職員

と同様に通勤手当を支給することとい

たしますとともに、この機会に、昨年末行われた期末手当の増額に伴いまして、航空手当等の額の俸給目額に對する割合の最高限度を改める等必要な措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の内容の概要を申し上げます。

まず通勤手当につきましては、一般職国家公務員の例にならう、その内容は一般職職員の場合と全く同様であります。

次に、航空手当等につきましては、昨年末に行われました期末手当の増額に伴いまして若干の増額を必要といたしますので、俸給に對する割合の最高限度を増額分だけ引き上げることとい

ました。

なお、通勤手当の新設並びに航空手当等の率の改訂に伴いまして、公務災害補償等関係規定の整備をいたした次第であります。

以上が本法律案の提案の理由並びに内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長(藤田進君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(藤田進君) 速記を起して下

さい。

○委員長(藤田進君) ただいま議題とし説明を求めました皇室経済法施行法の一部を改正する法律案に關連して、資料要求がございます。

○松本治一郎君 高松、秩父、三笠三家の現財産及びその収入の総括です

ね、ことに高松家のあの光輪閣のあり方を詳細に出してもらいたいと思ひます。

○委員長(藤田進君) 以上の要求は、請求をいたしておきます。

ちよつと速記をとめて。

○委員長(藤田進君) 速記を起して。

○委員長(藤田進君) 次に、統計法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

前々回に引き続き、質疑を継続いたします。御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いいたします。

○矢嶋三義君 この前お願いいたしました統計関係の資料、委員長の手元に

出ているのでございませうか。それ

をまず、いただきたいと思います。

○委員長(藤田進君) ただいまの御発言でありましたが、全部ではないようでありまして、一部について提出されておりますから、御配付申し上げます。――その後調査の結果、事務局に御要求の資料は全部出ているのと

ことでありますから、あらためていただ

きたいと思ひます。

○政府委員(美濃部亮吉君) 資料のことについて一言申し上げたいのでござ

いますけれども、この前の資料のうち、重複がわかるような資料という御

要求でございましたが、それは大体この三十二年度に施行されました各省の統計調査の一覧表がござい

ます。そして、重複ということをあ

れたいと思ひます。

○委員長(藤田進君) 以上を要するは、請求をいたしておきます。

ちよつと速記をとめて。

○委員長(藤田進君) 速記を起して。

○委員長(藤田進君) 次に、統計法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

前々回に引き続き、質疑を継続いたします。御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いいたします。

○矢嶋三義君 この前お願いいたしました統計関係の資料、委員長の手元に

出ているのでございませうか。それ

をまず、いただきたいと思います。

○委員長(藤田進君) ただいまの御発言でありましたが、全部ではないようでありまして、一部について提出されておりますから、御配付申し上げます。――その後調査の結果、事務局に御要求の資料は全部出ているのと

ことでありますから、あらためていただ

きたいと思ひます。

○政府委員(美濃部亮吉君) 資料のことについて一言申し上げたいのでござ

いますけれども、この前の資料のうち、重複がわかるような資料という御

要求でございましたが、それは大体この三十二年度に施行されました各省の統計調査の一覧表がござい

ます。そして、重複ということをあ

れたいと思ひます。

○委員長(藤田進君) 以上を要するは、請求をいたしておきます。

ちよつと速記をとめて。

○委員長(藤田進君) 速記を起して。

○委員長(藤田進君) 次に、統計法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

前々回に引き続き、質疑を継続いたします。御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いいたします。

○矢嶋三義君 この前お願いいたしました統計関係の資料、委員長の手元に

出ているのでございませうか。それ

をまず、いただきたいと思います。

○委員長(藤田進君) ただいまの御発言でありましたが、全部ではないようでありまして、一部について提出されておりますから、御配付申し上げます。――その後調査の結果、事務局に御要求の資料は全部出ているのと

ことでありますから、あらためていただ

きたいと思ひます。

○政府委員(美濃部亮吉君) 資料のことについて一言申し上げたいのでござ

いますけれども、この前の資料のうち、重複がわかるような資料という御

要求でございましたが、それは大体この三十二年度に施行されました各省の統計調査の一覧表がござい

ます。そして、重複ということをあ

れたいと思ひます。

○委員長(藤田進君) 以上を要するは、請求をいたしておきます。

ちよつと速記をとめて。

○委員長(藤田進君) 速記を起して。

○委員長(藤田進君) 次に、統計法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

前々回に引き続き、質疑を継続いたします。御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いいたします。

○矢嶋三義君 この前お願いいたしました統計関係の資料、委員長の手元に

出ているのでございませうか。それ

をまず、いただきたいと思います。

○委員長(藤田進君) ただいまの御発言でありましたが、全部ではないようでありまして、一部について提出されておりますから、御配付申し上げます。――その後調査の結果、事務局に御要求の資料は全部出ているのと

ことでありますから、あらためていただ

きたいと思ひます。

○政府委員(美濃部亮吉君) 資料のことについて一言申し上げたいのでござ

いますけれども、この前の資料のうち、重複がわかるような資料という御

要求でございましたが、それは大体この三十二年度に施行されました各省の統計調査の一覧表がござい

ます。そして、重複ということをあ

れたいと思ひます。

○委員長(藤田進君) 以上を要するは、請求をいたしておきます。

ちよつと速記をとめて。

○委員長(藤田進君) 速記を起して。

ございまして、その調査の項目がおのおの二十ないし三十になりますので、膨大なものになってしまふのでございまして。それでございまして、もし、これをぐらんになりまして、この調査とこの調査についてはどうかというふうな御質問がございましたらば、直ちにその調査項目について、どういうふうな重複しているか、していないかという資料を作つて、差し上げたいと思つております。

○矢嶋三義君 それから要求資料の、統計の結果を、高度な専門的な立場からでなくて、一般国民に対する統計思想の普及等の立場から、非常に平易化して出ているパンフがあつたら、幾つか例として出してほしいということをお願いしたわけですが、私の今までの記憶では、「国鉄の早わかり」という小さなパンフレットとか、きょうここに出席しておりますが、国税庁の「税金とそのゆゑえ」、こういうのが非常に私は今まで印象に残っている例なんです、そのほかどういふものが出されましたか、資料としては。

○政府委員(美濃部亮吉君) それは、大体最も平易にわかりやすく書かれてあるものを集めまして、お手元に差し上げたのでございまして、それ以外には、国民一般にわかりやすく、何と申しますか、統計思想の普及宣伝の目的で出されているようなものもございませぬ。大体そこを集めましたのが比較的専門的でない、一般的に見てもわかりやすく書かれてあるものでございまして、しかし、ごらんの通り、主として統計表の集成でございまして、税の行方とか、国鉄とか、そのほかは大体において白書類で、厚生白

書、農林白書、通商白書、ああいうものには集録されているということになつてゐるわけではございまして、白書は集めませんでございまして。

○矢嶋三義君 質問を始める前に、私は委員長にお願いをいたしておきたいと思ふのです、特に委員長を補佐すべき委員部の担当者並びに専門室の室長以下関係者にお聞きおき願ひたいと思ふのです。それは、この委員会は所管事項が非常に多いわけ、すいふんと法律案並びにそれに伴う資料が配付されるわけですが、この統計法等の一部を改正する法律案に関連する資料は、比較的他の省庁の案件よりは資料が整つてゐる点は敬意を表します。

しかし、各省庁はばらばらに資料を出してゐるのです。通産省は一つの袋に入れてきた、建設省の関係のはまゝで、袋にちゃんと整備して出されてゐますが、各省庁のこれだけの法律案があるものを、パンフレットをばらばらに出されたのでは、これは委員長もそうでしょうが、各委員は審議に非常に支障があると思ふのです。従つて、委員長を補佐すべきところの方で、特に関係省庁と連絡をとつて、できるだけ資料をまとめて、整備して、各委員の審査に都合がいいように配慮するように注意していただきたい。これを特に要望いたしておきます。

そこで、お伺ひいたしますが、戦後わが国において統計ということが非常に重視されるようになって、量的にも質的にも向上した点は認めます。しかし、第一番に伺ひたい点は、中央官庁においても、総理府と各省庁の統計事務担当者、それから統計内容等の系統が、非常に多分化してゐる。しかも、

これと独立して地方公共団体で行われておるものもあれば、また委託を受けて行われておるものもあるというので、ことに統計なんというものは、企画、それから題目の設定というものが重要なわけなんです、中央にして、地方にしても、日本国という政治という立場から行われるわけなんですけれども、これらの一元化というものは完全にはできないと思ふのですが、あまりにも多分化されて、むだが多いのじゃないか。むだが多いのみならず、的確な統計というものができないのじゃないか。そして幾つかダブつてやつた場合に、都合のいいのは採用して、都合の悪いのは破棄するといふようなことも、私は起り得ると思ふのですが、あなたのところでは、中央官庁、地方官庁の統計業務について、企画を審査し調整されるような立場にあられるわけですが、いかようにそれらの点はお考えになつておられるのか、現状のままで満足されてゐるのかどうか、その点、まず伺ひたいと思ふのです。

○政府委員(柳原亨君) この点に關しましては、先日局長からお答え申し上げました通り、各省庁におきます統計、それに關しない統計は統計局でやる、そういうふうな建前から、一応各省庁において統計をし、並びに統計局で統計をやつておりますが、それらにつきましても統計のやり方とか基準とかいふものにつかましての調整は、私どもの所管でございまして、この統計基準局がいたしておると、こういう建前になつておるようなわけでありまして、それらの統計局でいたします指定統計のほか、各省庁におきまして

は、行政の運営から自分だけでとりたいて、自分のところだけでつて行政の運営に資したいといふような統計もいたすわけではございまして、今お話しになりましたように、各省庁の統計を総合いたすといふことにつかましては、何しろ膨大なものでございまして、何しろ膨大なものでございまして、から、大体共通的な、あるいは重要な指定統計に關するようなものにつかましては、今後統計機械の発達、あるいは統計機械類を入れて参りまして、そうしてこれを能率的にやるといふことになりました場合には、あるいは統計局においてこれをするといふようなこともあると思ふのであります、ただいまの段階におきましては、現状のようないふことで総合調整するといふことで、十分な目的を達しておるのではないかと申すのであります。

なお、統計機械につかましては、私もといひまして、その統計機械の能率的な運営といふことをまず調査をいたしまして、そうして一定の方針のもとにこれらの機械を使いまして、できるだけこれを能率的にやるといふやうなふうに私も考へておる次第でございまして。

○矢嶋三義君 専門家として、局長はどういふお考えを持つていらつしやいますか。

○政府委員(美濃部亮吉君) お答えいたします。その問題は非常にむづかしい問題でございまして、統計の機構をセントライズ——集中化するののいか、分散化しておく方がいかに、これは国連でもそういうセミナーを開いて、後進国家の新しく統計を発展させようといふときに、どっちがいいかという講習会を開いたことがあるくらい

なのでございまして。それで、その両者につきましては、一長一短がございまして。理論的に申しますと、ただいまの御質問の通りに、集中化して一つに集めるといふことが、むだを省き、一つの統一的基準が設定されていいといふことは、ほぼ結論が出ておるのでございまして。ところが、そういうふうな集中化いたしますことから、弊害がまた出てくるのでございまして。

と申しますのは、何と申しまして、統計といふのは政府の行政、政策と密接に關係をして参りますので、實際に行政なり政策なりを担当してゐる人のところで統計を作りまさんと、統計が統計そのものを目的とするようになつて、浮いてしまふといふこと、それから統計の調査の設計その他をいたします際には、非常に専門的な知識を要する必要があるといふのでございまして。そうして、そういう専門的な知識を持つてゐるのは、やはり各行政を分担してゐる各省に最も多いのであります。そうして、その専門的知識といふのが、行政の運営、政策の樹立と裏表の關係にならなければならぬといふことで、このセントライズされた組織に対する反対論といふのは、主として統計が統計だけのために作られて、あまり利用できないものになつてしまつて、浮いてしまふといふことにあるわけではございまして。それからもう一つ、伝統的に行政それ自体が比較的分散してゐる面においては、分散された統計として伝統的に発達してきてゐる。そうして、それを無理に集中化しようとする、そこで非常な困難が起きてくるのではないか。そうして統計

というのは、もうますますいけますと、ますますいけたことが如実に出てきて、そこに断層ができてしましますと、統計としての用が足りなくなる。そこで、無理をして統計を集中化するなり何なりするということは避けた方がいいのではないかと、いふうな議論もございします。

それで結局、完全に集中化した組織をとっている国、カナダなどはその典型でございまして、カナダとか、ブラジルとかオランダとかいう国はやや集中化、カナダはもう完全に集中化しております。その他の国々を見ますと、大体において分散しているという国が多いのでございします。ところが、ただいまの御質問のように、統計というのは集中化しなければと申しますか、統計的に行われなければその価値が半減するということは、これは明白な真理でございします。その分散された場合においても、分散しつぱなしにしておいてはどうしてもいかぬと、それを強力に中央において総合調整する機関が必要であるというので、分散した組織をとっている国においては、程度の差はありますけれども、総合調整の機関が作られております。それで、日本も大体その系統の組織をとっております。統計調査そのものは分散しておりますけれども、中央に行管の統計基準局があつて、総合調整の任に當つておる。

それで、日本の総合調整の権限は、ほかの国に比べますと、非常に強いものになっております。統計法があつて、それに基いて指定統計というのがあつて、指定統計に伴う権限というのは非常に強いのでございまして、それ

からさらに統計報告調整法がありまして、官庁の統計はすべて私の方のアプルーバルが要するということになっておりますので、総合調整の権限というものは大体において、ほかの国に比べますと、非常に強いことになっております。

今、次官からお話しになりましたように、われわれが目下頭を悩ましておる問題は、集計の問題でございします。それは、今年度の予算で、幸い七〇五という最も進歩した電気計算機が入ることになりました。これは非常な能力を持つております。日本が七〇五を持つようになったということは、いろいろな意味において、単に統計だけではない、科学一般の計算をする上において非常に進歩になるだろうと思ひますが、しかし、これはよほど集計を集中化させて能率的に使ひませんと、せっかく入れたものが宝の持ちぐされになるというふうに思ひますので、これが入りましたの事を考えまして、統計審議会におられますそちらの方の専門家である山内先生その他を中心にして、これを日本においてどういふふうに使ひべきかということを慎重に考慮していただきたいと思ひます。そうしてその結果は、おそらく相当の程度に集計を集中化するということになるさるを得ないと思ひます。

○矢嶋三義君 あなたの御説明の中で、私も十分理解できる点もあるのですが、統計を業務としてやったことのないものが、若干勉強した経験を持つていられるものですが、今のわが国の実情というのは私は、十分だと思ひな

も、限度というものがあつて思ひます。かなり、私は重複している点がある。ことにあなたの今いう電気計算機というのは、電子計算機のことだと思ひますが、これらがどこかにセンターとして置かれて、そしてこの技術者を、統計職員養成所あたりでは簡単にいかぬと思ひますが、これは東大とか、そういうあたりに教育を委託して、そういうセンターに置いておいて、そしてそういうものは作業をや、計算をやるといふことになれば、統計資料の整理が早くできる。早くできれば利用価値があるわけですから、そういうものは、今までなされなかつたことが今度なされることはけっこうだと思ひますが、それにいたしまして、地方の出先官庁にいたしまして、簡単な中途半端なものをそれぞれの出先機関でダブつてやつてる。地方官庁というのは、ばらばらだ。最近

は、地方には合同庁舎というものができておるわけですが、そういうところ、企画は企画として、それらを整理するといふようなものが、合同庁舎でもできれば、そこに技術者、それから機械といふもの、そのブロックの合同庁舎の中のセンターというものを設けてやるようにすれば、私は、多少能力が上がるのじゃないか、むだも省けるのじゃないか、そういうことも感じておるのですが、まあしかし、あなたの御発言の中のかんりの部分は了解できる点がありますので、私の言わんとするところもおわかりだと思ひますが、十分研究努力してもらいたいと思ひます。相当の予算を使つてやつてゐるのですから、これがほんとうに利用されるものでなければならぬし、また的確な統計

が行われなければならぬ。そういう立場から考えた場合に看過することはできないと思ひます。

若干具体的に伺ひますが、総理府の統計局の方では、各省庁でやらないものをやる、こういう御説明ですが、たとえばことしの予算書を見ますと、総理府本府の方に、昭和三十三年住宅統計調査に必要な経費として、四千八百三十四万何千というものが、新たに

取上げておられるのだと思ひますが、これは建設省で調査したらいけないのですか。各省でやるのと、総理府の統計局でやるのと、調整されるというのですが、どういふ基準で分離されているのか。今、私、一つの例をあげたのですが、基準というものがわかりかねるところがあるのですが、これはどうなんですか。

○政府委員(美濃部亮吉君) その点はもう少し詳しく申し上げますと、私たちと申しますか、私たちの諸閣僚になつておる統計審議会の方針と申しますか、その大体の方針は、やはり今の矢嶋委員のお説のように、もう少し日本においても集中化すべきであるという意見なんでありまして、その意見は大体、センサスと申しますか、悉皆調査的なもの、その内容は行政とかそういう専門的知識よりも、より以上に統計技術的なものを多く必要とするもの、これはできるだけ統計局に集中化すべきであるというものが、私のの方針でもあり、また統計審議会の御方針でもあるわけですが。

商工センサスというよりなるものは、従来から農林省ないしは通産省がやつておりました、そのまゝ続けられておりますけれども、その他統計局がやつておりますもので、今までもやつておりますものでセンサス的なものは、悉皆調査的なものは、できるだけ統計局にやらせるといふ方針で、住宅調査といふものは住宅に關するセンサスでございまして、これは統計局に置くのが、そういう方針から考えましても理論的であるといふわけではございします。

それともう一つは、住宅センサスといふものは人口調査と裏表になりますもので、ほんとうは国勢調査をするときに一緒に住宅調査をするのが一番いいのでございしますが、それは費用、それから手間、集計能力その他から、日本においては残念ながらそれを一緒にやれませんもので、時間を置いておるわけなんです。国勢調査が統計局でやられております点から申しまして、その裏表の關係にありまして住宅調査は統計局でやりますのが最も適當であるといふのが、われわれの意見でございします。

○矢嶋三義君 それでは、こういう調査をやる場合は、何ですか、住宅に対する若干の専門知識も要するでしようが、建設省の所管局から一人か二人出向してやるのか、そういうところとは別に連絡なくやるのか、どうなんですか。

あるいは厚生省にもございますので、各省の関係官を集めた会議をたびたび開きまして、そうしてむしろ統計局はそういう各省の要求をもとにして、その代理として調査をするというふうな態度をとっておりますので、統計局でやるとはいながら、各省の要望というものは十分に参酌してやっております。

○矢嶋三義君　そういう御説明を承わると、私は、資料としていただきました、昭和三十三年度実施の主要統計調査の各省庁が出ておるのですが、この中からでも統計局に移していいものがあるような気がするのですが、僕らあまり専門的にやっていないからかもしれません、どうもけじめがつかなくて、何か総理府の統計局でやるのは政治的な背景をもってやるのが多いような感じがしますね。それから、統計というものは、数字というものは正直だけれども、ある意図を持ってやれば、その意図にある程度沿うような統計を出すということも、まあ限度はあるけれども、可能なものでして、そういう点もあるから、総理府の統計局でやるのと、各省庁でやるのと、どうもはっきり明確でないような点があるのです。たとえば大蔵省の給与実態調査というのが出ていますし、それから総理府の方では家計調査というのが統計局でたしかあったのです。そういうものは私は、むしろ同じところでやれた方が、関連性をもつていい統計が出てくると思うのですが、そういうものはどういうことなんでしょうか。

○政府委員(美濃部亮吉君)　給与実態調査というのは、名前がちよつと悪いのでございまして、これは源泉所得税から計算いたしますので、これは大蔵省の国税庁関係でないとどうしてもできない調査なんでございまして。各税務署の源泉所得税からサンプルを抜きまして、そうして企業規模別、それから役員別でそういうふうな計算をし直すのでございまして、これはむしろ直接に行つて新しく給与を調査するものではございせん。いわゆる第二次統計でございまして、これは大蔵省でなければできない統計なんでございまして。それから家計調査というのは、これは世帯をとりまして、そこに一種の家計簿みたいなものを渡しまして、そうしてそれに記入させてとりまして第一次統計調査で、これはむしろどこにも属さない統計として、統計局が当然やるべき調査であるということになっております。

○矢嶋三義君　この総理府統計局で統計をとつた場合と、他の省庁で統計をとつた場合とで、その結果、それから将来の政府の政策に影響する度合いというものは違ひはしませんか。総理府統計局でとつたものは、かなり大きな発言権を持つていて何されるが、各省庁でとつたものは、何だそんなものというように無視されるような傾向はありませんか。

○政府委員(美濃部亮吉君)　率直に申しますと、むしろ逆でございまして、そういうことはあまり言つていいか悪いかわかりませんが、各省といふものは自分とつた統計を一番尊重するものなんです。他人のとつた統計は、よくてもあまり使いたくないという傾向が、どうしてもあるものなのです。それでございまして、どうして自分の省でとつた統計というものを

政策の構立にはよけいに使う。もちろん統計局でとつた統計を使わないといふことはちつともございせんけれども、自分のところでとつた統計をより以上に尊重して、より以上によけいに使うという傾向は、むしろいふむべからざる傾向で、統計局でとつたから特に尊重されるというふうなことはございせん。

それから、先ほど重複ということがお話が出まして、私も重複について是非常に神経質になつてゐるのでございまして、それで確かに重複はございまして、ことに民間の方から、重複があるといふことで非難される場合もございまして、その点、私の方は特に注意しております、大体において重複の起りますのは、通産関係と申しま

すか、工業関係の統計に多いのでございまして。それでございまして、工業関係に関する統計については、経団連の中に統計委員会というのが作られておまして、大体において問題があると思われまゝするの、経団連の統計委員会に一ぺん、検査といふことではございせん、見てもらつて、そうして傘下の団体からその委員が選ばれておまして、そうしてこれは承服できると、これは困るといふ意見を徴しまして、そうして非常に難儀だとか、重複されて困るとかといふものは、その点について経団連の方と一緒に協議をして、そうして最大限にそれをなくすという努力をしております。それで重複という問題が起りますのは、こういうべられておきます。こういう調査の中には、私はおそらく重複はほとんどないといつていいと思うのでござい

それから、重複はございまして。ございまして、それは私の方で検査をいたしまして、どうしてもやむを得ないといふものに限られてゐるので、重複が起りますのは、こういう統計調査以外に、行政を行うために、統計調査というよりも報告の徴集のようによつて、非常にたくさん出るのでございまして。それとこの統計調査と重複するといふことが起つて来るのでございまして。こういうふうな、私の方で、自慢するようございまして、けれども、目を一ぺん通したものでないのは、やむを得ない重複以外には、まずないと言つて差しつかえないのではないかと思います。

○矢嶋三義君　質問を急ぎます。で、統計調査事務地方公共団体委託費というものが、予算に七億四千万円ほどあるのですが、あの中の一つ予算を食うのはどういふものですか。詳しい答弁は要りませんが……。

○政府委員(美濃部亮吉君)　委託費の中でございまして。

○矢嶋三義君　ええ。

○政府委員(美濃部亮吉君)　これは先日問題になりました調査員の手当……。

○矢嶋三義君　調査員の手当ですが、内容です。

○政府委員(美濃部亮吉君)　今の七億といふのは、私どもの基準局についておきますものは、これは先日申し上げました県に置かれた統計職員員の全額国庫負担の分、これが七億でございまして。それでございまして、県の職員の一十何百人の人事費及び事務費でございまして。

○矢嶋三義君　あなたの方から出した資料で、農林省の方で七億といふのが最高ですね。その次は、統計局の四億

七千万というふうになつてゐるわけですが、作況調査、これはダブつていませんか。

○政府委員(美濃部亮吉君)　作況調査はだいぶよくなりましたけれども、全然ダブつていないとは思へないと思ひます。食糧の方の数字と、それから一番ダブつておきますのは、農林省の農林統計調査です。これは完全にダブつております。が、公共団体の統計活動については、私の方は規制する権限もございせんし、それからある程度までは、農林省においては、非常に市町村別のこまかい統計が要りますので、これはいたし方がないと思つておりますので、この点はダブつてゐる最も大きい部分でございまして。

○矢嶋三義君　この点について私お伺ひして意見を承わりたい点は、国なりあるいは地方公共団体として、当然統計業務としてやるべき統計と、それから国の、時の政府あるいは地方公共団体の首長が、一つの政策立案の行政目的をもつてなす統計、これが別途にやられてゐるわけですね、多くは。これはそういう点を、二天作の五にはいかぬだらうけれども、統計というものを正確にやり、それに権威を持たせて利用するようになつて、ダブつたりむだのないように、調整を申しますか、そういう努力を当事者がなさるべきじゃないか、こういう感じを私は持つてゐるのですが、その点はどうでしうか。

○政府委員(美濃部亮吉君)　残念ながら、地方公共団体の統計と中央との調整といふことはいたしてございせん。それは、法律に基く権限も何もございせんし、それから、それは地方公共団体に対する干渉のようにもなりません。

し、今のところではそういうことはできかねます。ただ、先ほど申しましたように、県におります統計職員というものは、全額国庫負担でございまして、そして県費の統計職員というものは若干はおりますけれども、ごくわずかな人数でございまして、それでありまして、県ベースの統計というものは、ある場合においては、われわれの方の全額国庫負担の職員がひまなときをみてやるということになっておりますので、そういう点から、ある程度までは監督ができるわけで、その限りにおいてはやっておりますけれども、なかなか中央におけるような調整というふうなことはできないでおりますし、また地方公共団体の統計というものは非常に未発達な段階にございまして、むしろ、私たちとしては、もう少ししっかりやってもいい、もっと県費を出して統計をやってもいいという希望を持っております。

○矢嶋三義君 自治体が行う統計は届出制でしたかね。届出でなかったでしょう。

○政府委員(美濃部亮吉君) 届出だけありますから、どういふものがやられているかということだけは、私どもにわかっております。

○矢嶋三義君 次に、内容を少し承わりますが、統計主事にはかくかくの条件のそろった人物でなければならぬという規定がありますね。それから統計官についてはそれはないが、人事院規則でそれに準じたような規制がされておったと思うのです。従って、この法が改正されても、実質といえますか、今統計官の人がその職を追われるというふうな事態はないわけですね。実質

は変わらないわけですね。どうですか、その点。

○政府委員(美濃部亮吉君) それは全然ございせん。今のままでございまして。

○矢嶋三義君 あえて資格要件を同じにするというふうな法の改正をする理由は、どこにあるのですか。今のままでいいのではないかと感じもするのです。

○政府委員(神原亨君) 統計官の資格要件といふものが、今なくなっているわけでありまして、そこで、統計官の資格要件を統計主事と同じものとすると、統計主事の方はございまして、統計主事と同じものというものを規定しよう、こういうわけでありまして。

○矢嶋三義君 結局、人事院規則ですか、それでワケをはめてありましたね。統計主事に準じて、それを法にしよう、というわけですね。

○政府委員(美濃部亮吉君) そうではなくて、もうほごになった。人事院規則が二十七年になくなったのであります。公務員の職階制の法律が、それによってこういふ公けの便宜のために設けた職は人事院はきめないので、方針になりました、そして一たんきめたのが失効になったわけですね。それで、ここ数年間というものは、統計官に対する資格要件がなくなっているわけでありまして、運営で今までやってきたわけなんです。

○矢嶋三義君 わかりました。人事院規則のワケはなくなつたのです。それと、運営で統計主事の任用条件に合致するよう人を統計官に任命しておつた。従って、法の改正がなされ

ても、実質的には変わつてこない、こういうふうな了承してよろしくございませう。

○政府委員(美濃部亮吉君) その通りでございまして。

○千葉信君 今の統計官の問題であります。今、実際上は任命されておるわけですね。

○政府委員(美濃部亮吉君) 今も任命されております。そしてその任命は各行政機関の長が任命することになっております。

○千葉信君 任命権者はわかつておりますが、その任命する場合に、従来、国家公務員法による資格基準を持つている国家公務員の各省庁に勤務している者のうちから任命している、こういうことですか。

○政府委員(美濃部亮吉君) さうでございます。

○千葉信君 そいういふことになりましたと、官職としては、これは統計官という官職はない。ただ、他の職員の中から統計官なるものを任命している、こういうことですね。

○政府委員(美濃部亮吉君) その通りです。公けの便宜のためにということですね。

○千葉信君 そこで少し問題が起ると思うのですが、これが明確に官職であるという場合は、私は問題はないと思ひます。今御説明を聞いておりました、統計官の仕事というものは非常に重要な仕事で、しかも、複雑で相当責任ある仕事だと思ひます。それから同時に、今度、今までの人事院指令が消えてなくなつておる。そこにさらに今度、その資格任用条件等についても法律ではっきりこれをきめるといふこと

になるわけですね。しかも、その法律で明定される資格要件、それから仕事の非常に重要だといふ関係等からいいますと、実際上はそれが官職として扱われるという格好にならないと、私はこれは国家公務員法上かなり将来に問題を残すことになると思ひます。これは御承知のように、そいう重要な仕事、責任のある仕事等については、はっきり国家公務員法に規定されておるうちに、たとえば国家公務員法あるいは職階制に関する法律からいいますと、職員に対する給与の決定、待遇条件等についても、それが官職である、と、どういふ度合いの重要な仕事をしておるか、どういふ度合いの責任を持っておるか、また監督をする度合いはどうか、こいういふ点を基礎として、それに対する職階法に基くところの官職の分類、職級の決定、こいういふことがなされるわけですね。それによつてあるいは官職の資格要件、あるいはまた待遇の条件といふものがはつきり定められるといふことが、国家公務員法の建前です。それが、今度の場合は、統計官であるものはこいういふ条件を持つていなければならぬ、こいういふ重要な仕事をやるのだ、こいういふことがきまつていて、しかも、その統計官がその他の官職の併任という、これは人事院でもかなり、すつきりした格好でない、いろいろな検討が行われておると思ひます。今までのように、そのまま統計官という官名というか、その官名に当てはめて、そして任命権者が任命するといふ程度のことである、私はそれは問題が起らないと思ひます。なぜなら、こいういふ職種に対してこれから十分検討を加えてやる方

法もあるわけですから、法律上。それがそれでなくて、今度ここに統計主事といふものがあるが、同様な条件、資格要件といふものがここに出てくる。どうもこの点で私は少し問題が起ると思ひますが、併任といふことで、しかも官職でないといふ解釈でいつて差しつかえないといふ見解を持たれたその根拠は何ですか。

○政府委員(神原亨君) ただいまお話しになりましたことにつきましては、国家公務員の職階制に関する法律の第十條第五項に、「行政組織の運営その他公の便宜のために、組織上の名称又はその他公の名称を用いることを妨げるものではない」とあります。こいういふことによりまして、今の統計官といふものの名称を付そう、こいういふことでもあります。

それからもう一つは、それではこいういふことをやることによつて非常な支障が起るのじゃないかといふお話でございまして、同様な条件のもとにやっておりますところの統計主事に關しましては、ただいまお話しになりましたような障害は、今まで起つておりませんから、統計官につきましてもさういふ障害は起らないといふふうに私どもは思つておるのであります。

○千葉信君 その統計主事の關係です、直接障害が起つてゐる、起つてゐないといふのは、これは別の問題で、さういふことは、これは別の問題で、さういふことは、たとえば国家公務員に対する国家公務員法といふものは、日本の官吏制度といふか、公務員制度の基準をきめておるわけですね。その基準のきめ方は、国民に対する公務員たることの機会均等とか、それから能率を上げて国民に対する公務のサ

ビスを徹底するとか、同時にまた職官制度などの起らないように公平にやるということ、もしくはまたその公務員諸君に対して適正な待遇をするということ、その仕事に合った適正な待遇をするということ、まあこういう点なんかについて根本的な基準をきめてあるわけですね。そうしてその中でも、公務員自体の立場からいって最も重要なことは、官職の決定ですね、それから職級の明細な決定、それからそれぞれの職分に応じた決定、こういう根本の基準というものが明確になっていて、そうして自分のやっている仕事が一休どの程度の度合いを持つのか、どういう立場にあるのか、こういう点がはっきりして、それに対する反対給付というものも同時にその決定によって明確に行われるという考えに立っているわけですね。そこで、今おっしゃるように、単にこれはもう名称をきめることについては差しつかえないと。私はその点については別に否定しないのです。ところが、これは名称だ、官名だ、なんというて済ませるような内容のものじゃないということなんです。

統計官は、その任命に当たっても、非常に重要な資格要件というものが法律ではっきり今度規制されるわけですね。それはやはり統計そのものの国にとっての重要性というところから、私はそういう考えが出てきているものだと思ふ。そういう資格要件をはっきりして、任命権者がいいかげんな者を任命しちゃいかぬということ、統計そのものに対する重要視という点から出てきていると思ふ。そうして、しかも、それによって任命された人が非常に重要な事務に従事するということは、この委員会の質疑でも明らかなことなんです。資格要件がそれほど厳格に規制しなきゃならぬような重みを持つてい、仕事そのものが、なまやさしい仕事でない仕事、併任であり、しかも単なる官名だといって、はつきりその程度の考え方できめてしまふというところが、将来に問題を残さぬかというものが問題なんです。つまり、この統計官なるものは、りっぱな一つの官職じゃないか、公務員法にいう、もしくは職階法にいう。その点を切り切つて、これは単に官名だといってあなたの方で決断を下した、これが問題になってい、るのです。

そうして同時に、もう一つくつめて聞いておきたいことは、これは官名だということになると、こんなに重要だ、重要だといって大事な仕事をさせておきながら、併任であるということによって、何らその人の仕事に対して国が報いるという方法は、この法律の体制上では、もしくはまた統計法の中からは出てこないんです。大事な仕事だ、こういう条件を持たなきゃいかぬといつて、法律ではつきりしておきながら、単なる官名だという解釈を下すというところによって起つてくることは、重要な仕事をやらせておいて、それに對する反対給付、官職ならばその点をはつきりできる、それができなつかえありません、弊害はあります。支障はなかつたでは、済まないと思ふのです。

○政府委員(橋原亨君) ただいまの御意見はごもっともな点も多々あるのをごさいます、昭和二十四年に統計法が改正されましたときに、ただいまお話しになりましたように、統計官は国家公務員法に従ふべしということを一応きめられておるのであります。ところが、その後二十五年になりました職階法が新設されましたときに、国会の御意見によりまして、それらの資格要件というのは国家公務員法によらない方がよいのだ、こういう国会の御意思があつたものでございまして、そうして今日に及んでおる。そこで、ただいま私も申し上げましたように、統計官は重要でありまふけれども、統計主事の今のような資格要件……統計主事を採用いたしました別、支障がなかつたわけでございますから、統計官もそういうふうになつておりましたらどうか、こういうふうには私も考えておるのであります。今御意見のような御意見もないわけじゃないのであつて、すでに進駐軍が参りました昭和二十四年におきましては、そういうふうな、ただいま千葉先生がお話になりましたような御意見があつたのであります。その後二十五年に国会の意思をもつて、それじゃいかぬ、そうでなしに、こういうものは、まあ統計官の資格要件というものは国家公務員法によらざることで運営せよという御趣旨があつたものでございまして、ただいまのようないつたしたいと思つておるわけでありまふ。

○千葉信君 橋原政務次官、少し言い過ぎをやられますね。あなたののおつしやうておられるその国会の意思というものは、職階法の制定ないしはその審議のことを言ひのせしやう。もしそうだとすることになりますと、この分類その他については、この法律でもはつきりしているように、人事院規則にかかれておるのです。そうすると、そのまかされたことによつて人事院の方では、あなたの方からも資料になつてちやんと出てきておる、二十七年の六月一日に初めて人事院指令の二十四年七月二十七日に出た指令を廃止しては、あなたの方から人事院の方から人事院指令の二がでておるのです。それまでは人事院指令の二十四年の十号といふのは生きておるのです。廃止されても何にもないのです。そうして二十七年になつて初めて人事院指令が出てから、先の指令第十号統計官については云々という指令が廃止された。しかも、私はこの点については人事院の方にも聞かなくならぬと思ふのです。この点については人事院でも、これが一体官職として扱うことが当か不当かということについては、この間も私からこの問題について人事院が聞かれて、土曜、日曜と会議を開いておるのです。この点について、単なる官名だといふことではないのかどうか、官職でないという考えに立つていいかどうか。それが単に差しかえなかつたとか、支障が起らなかつたといふこととじゃなく、公務員法の体系上からいつても、将来に重要な影響を及ぼし、もしくは問題を起すおそれのある非常にきわどい問題だから、そういう会議が開かれておる。それを十ば一か上げ、大ざっぱに、支障が起りませんでしたからいいというふうな格好では、国会の答弁は私は通らぬと思ふのです。

○政府委員(橋原亨君) ただいま私が申し述べました昭和二十五年の職階法の新設されましたときに、統計官それ自体の資格要件は国家公務員法によらないでもいいというふうなことは、今御説のようになつたと思ふのであります。したが、しかしながら、かような種類のものは国家公務員法によらないでやるのだという御方針はきまつた、私は了解いたしております。

〔委員長退席、理事永岡光治君着席〕

○千葉信君 どうも了解、少し大ざつば過ぎて、問題を残して了解です。これは橋原さんも御承知だろうと思ふのですけれども、こういう扱いを受けているのは、会計に関する支出官、あるいは麻薬取締官、あるいは図書館関係の司書もしくは司書補、まあそういう関係の、そんなにたくさん数はないのです。日本のあらゆるいろいろな関係の法律を洗つてみても、そんなにたくさんないのです。全く特異な例です。それから労働省関係では、労働基準監督官、これくらいのものであります。しかもそれともそれぞれのいわゆる官名といふ格好で扱われておる。この職階といふ点、こういう人たちの場合の条件を見ても、どうも今度のきめ方といふのは、どうも少しはつきりし過ぎているのです。資格要件においてもはつきりし過ぎおる。

ですからね、一番私はこういう点で問題になる点は、こういう重要な仕事

と思つてゐるのですが、考えられていないのでおりますけれども、統計官の方には、私たちの理想といたしましては、非常に厳格な、そして今の千葉先生のおつしやいますような、待遇も特にいゝものを与えた人たちに指定統計をやらせるというところまで、いつかは行きたいと思うのでありますけれども、ただいままでのところは、これらの条件を備へた者でなければ指定統計をいじれないということにいたしまして、人間が足りないのです。それで事實は、こういう条文を法律できめまして、できるだけ指定統計に従事す

○八木幸吉君　昨日いだだきました部局別統計関係職員数を拝見しますと、統計事務に關係していらっしゃる方が一万八千五百十七人、経費が六十八億四千五百四十五万圓、こういうことになっております。きょういただきました三十二年度の実施の主要統計調査は九十五項目になっておりますが、そこで私の伺いたい点をまとめて申し上げます。

者調査、社会医療統計調査というふうなものがございます。状態調査も各省にわたっておる。災害調査にいたしましても、これは農村の被害調査もあるし、建設省に災害統計があるというふうに、いろいろまたござっております。そこで、むしろいろいろな仕事をやっておる各省では、そのこと自体にはむろん関係もあるし、絶えず統計を使用

す統計機械を監察いたしましたして、そうしてその能率と運営につきまして結論を出しまして、これを警告し、方針をきめたい、こういう方針でただいまやっておるわけであります。

なお、各統計の重複につきましては、一々について御例示がございましたので、ただいま局長からお答を申し上げます。

いろいろな報告をやります。これはどうも重複するものが多いようでございます。重複の問題が起るのは主としてそこをここから起るのでございますけれども、これは私の方は何とも権限がないので、私たちの方はこの中でもって特に指定統計に注意をして、重複を除くということにできるだけの努力はしているわけでございます。

律等の一部を改正する法律案
一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律
(昭和二十五年法律第九十五号)の一
部を次のように改正する。

第五条第一項中「扶養手当」の下に
「通勤手当」を加える。

第十二条を次のように改める。

(通勤手当)

第十二条 通勤手当は、左に掲げる
職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料
の道路(以下「交通機関等」とい
う。)を利用し、且つ、その運賃
又は料金(以下「運賃等」とい
う。)を負担することを常例とし
る職員(交通機関等を利用しな
ければ通勤することが著しく困
難である職員以外の職員であつ
て、交通機関等を利用しないで
徒歩により通勤するものとした
場合の通勤距離が片道二キロ
メートル未満であるものを除
く。)

二 通勤のため自転車その他の交
通の用具で人事院規則で定める
もの(以下「自転車等」という。
)を使用することを常例とする職
員(前号の規定に該当する職員
及び自転車等を使用しないで徒
歩により通勤するものとした場
合の通勤距離が片道二キロメー
トル未満である職員を除く。)

2 前項第一号に掲げる職員に支給
する通勤手当の月額、人事院規
則で定めるところにより算出した
その者の一箇月の通勤に要する運
賃等の額に相当する額から百円を
控除した額とする。但し、その額
が六百円をこえるときは六百円と
し、通勤のため交通機関等を利用

する外、あわせて自転車等を使用
することを常例とする職員につい
て、その額が百円に満たないとき
は百円とする。

3 第一項第二号に掲げる職員に支
給する通勤手当の月額は、百円と
する。

4 前三項に規定するものの外、通
勤の実情の変更に伴う支給額の改
訂その他通勤手当の支給に関し必
要な事項は、人事院規則で定め
る。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年四月
一日から施行する。

(地方自治法の一部改正)

2 地方自治法(昭和二十二年法律
第六十七号)の一部を次のように
改正する。

第二百四十二条第二項中「扶養手当」
の下に「通勤手当」を加える。
(国家公務員災害補償法の一部改
正)

3 国家公務員災害補償法(昭和二十
六年法律第九十一号)の一部
を次のように改正する。

第四十二条第二項中「扶養手当」の下
に「通勤手当」を加える。

特別職の職員の給与に関する法律
等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律
等の一部を改正する法律

(特別職の職員の給与に関する法律
の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与に関す
る法律(昭和二十四年法律第二百

五十二号)の一部を次のように改
正する。

第一条第三号を次のように改め
る。

三 会計検査院長及びその他の
検査官

三の二 人事院総裁及びその他
の人事官

第一条第十三号の三の次に次の
一号を加える。

十三の四 科学技術会議の常勤
の議員

第一条第十九号の三の次に次の
一号を加える。

十九の四 科学技術会議の非常
勤の議員

第二条中「秘書官にあつては、俸
給」を「秘書官にあつては、俸
給、通勤手当」に改める。

第三条第三項を同条第四項と
し、同条第二項中「別表第二」を
「前二項の規定に改め、「の号俸」
を削り、同項を同条第三項とし、
同条第一項の次に次の一項を加え
る。

2 大使の俸給月額は、特別の事
情により別表第二に掲げる俸給
月額により難いときは、前項の
規定にかかわらず、十一万円と
することができる。

第四条を次のように改める。

第四条 第一条第九号から第十四
号までに掲げる特別職の職員の
うち、他の職務に従事し、又は
営利事業を営み、その他金銭上
の利益を目的とする業務を行
い、当該職務、事業又は業務か
ら生ずる所得が主たる所得とな

る者には、第二条に規定する給
与は、支給しない。
2 前項の規定に該当する者に
は、第九条の規定の例により、
手当を支給する。

支給については、一般職の職員
の例による。
第九条中「三千円」を「四千二百
円」に改める。
第十四条第一項中「第二条」の下
に「第四条第二項」を加える。
第十五条を削る。
別表第一を次のように改める。

別表第一

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	一五〇、〇〇〇円
国務大臣	一一〇、〇〇〇円
会計検査院長	一一〇、〇〇〇円
人事院総裁	一一〇、〇〇〇円
検査官(会計検査院長を除く。)	
人事官(人事院総裁を除く。)	
内閣官房長官	一〇〇、〇〇〇円
総理府総務長官	
法制局長官	
宮内庁長官	
政務次官	
内閣官房副長官	
総理府総務副長官	
国家公安委員会委員	九〇、〇〇〇円
公正取引委員会委員	
土地調整委員会委員	
文化財保護委員会委員	
地方財政審議会会長	
待従長	
式部官長	八〇、〇〇〇円
公正取引委員会委員	
土地調整委員会委員	
首都圏整備委員会委員	
社会保険審査会の委員長及び委員	

から、同表の改正規定中内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房長官及び総理府総務長官に係る部分は、別に法律で定める日から施行する。

2 昭和三十三年三月三十一日において改正前の特別職の職員の給与に関する法律第一条第九号から第十四号までに掲げる職員である者には、その者が同年四月一日以後改正後の特別職の職員の給与に関する法律第四条の規定に該当することとなつた場合においても、その者の同年三月三十一日を含む任期が終了するまでの間は、同条の規定を適用せず、同法第二条に規定する給与を支給するものとする。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「（通勤手当等）」に改め、同条第一項中「事務官等には、」を「参事官等及び自衛官には通勤手当を支給し、事務官等には通勤手当、」に改め、同条第二項中「第十六条から」を「第十二条及び第十六条から」に、「同法第十九条の二第一項中」を「同法第十二条及び第十九条の二第一項中」に改める。

第十六条第三項中「百分の六十」を「百分の六十・六二五」に改める。

第二十七条第二項中「及び扶養手当」を「扶養手当及び通勤手当」に、

「扶養手当」を「扶養手当、通勤手当」に改め、「航空手当」の下に「（当該額に政令で定める割合を乗じて得た額に限る。以下この項における乗組手当及び落下さん隊員手当について同じ。）」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、通勤手当に係る改正規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十九項中「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び暫定手当」と、「特殊勤務手当、」を「及び通勤手当」とあるのは、「通勤手当及び暫定手当」と、「特殊勤務手当、」に改める。

昭和三十三年三月七日印刷

昭和三十三年三月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局